

(様式第2号(参考様式))

受託研究契約書

兵庫県立農林水産技術総合センター所長(以下「甲」という。)(以下「乙」という。)とは
兵庫県立農林水産技術総合センター受託研究業務取扱要綱に基づき、次の条項により受託研究の契約を
締結する。

(受託研究)

第1条 甲は次の研究を乙の委託により実施する。

- (1) 研究課題
- (2) 研究目的および内容
- (3) 研究の期間 (ア) 開始期日 平成 年 月 日
(イ) 終了期日 平成 年 月 日
- (4) 研究に要する総時間
- (5) 研究担当者名(甲)
- (6) 研究補助者名(乙)

(受託研究費)

第2条 乙は、本研究に係る受託研究費の概算額として 円を、甲の指示する方法により、甲に支払う
ものとする。

(受託研究費の額の変更)

第3条 甲及び乙は、受託研究の変更、その他の理由により、受託研究費が契約書で定めた額より増加する
場合については、あらかじめ変更契約書を締結し処理しなければならない。

(研究資材の提供)

第4条 乙は、研究開始日までに別紙1の研究用資材を無償で提供し、搬入、搬出に要するすべての費用
を負担する。

(研究用機器の供与)

第5条 乙は、研究開始日までに別紙2の研究用機器を甲に供与し、搬入、搬出及び据付、撤去に要するす
べての費用を負担する。

2 甲は前項の研究用機器を研究終了後そのままの状態乙に返還するものとする。ただし、甲は、研
究終了まで不可抗力と認められる場合を除き、善良な管理者の注意をもって管理する責めを負うもの
とする。

(受託研究費の返還)

第6条 乙は、第2条及び第4条の規定により納入した受託研究費及び研究用資材は第11条の規定による
精算を行った場合(精算額が概算額に満たない場合)以外返還を要求しないものとする。

(機密保持)

第7条 甲及び乙は、本契約期間中及び本契約終了後3年間は、相手方から知り得た一切の技術情報を機
密扱いとし、相手方の承諾なしに第三者に漏洩してはならない。ただし、次のものについてはこの限りで
はない。

- (1) 相手方から開示を受けたとき、すでに公知であったもの
 - (2) 相手方から開示を受けた後、自らの責任によらず公知となったもの
 - (3) 相手方から開示を受けたとき、すでに自己の所有にあり、その旨を立証できるもの
 - (4) 相手方から開示を受けたとき、すでに自己が第三者から入手していたもので、その旨を立証できる
もの
- 2 前項の承諾は文書をもって行うものとする。

(特許出願)

第8条 甲は、甲の本受託研究の業務を担当する職員が、本受託研究の結果、独自に発明を行った場合、当該発明に係る特許出願を行うことができる。

(共同特許出願)

第9条 甲及び乙は、その属する職員が本受託研究の結果、共同して発明を行い、当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、権利の持分に応じて共同して行うものとする。

2 前項の特許等を受ける権利の持分は、双方の貢献度を踏まえて決定する。

(共同出願契約)

第10条 甲及び乙は、本受託研究の結果得た技術上の成果(以下「研究成果」という。)に関する発明を、特許権取得のために出願しようとするときは、次の事項に関し、共同出願契約を締結するものとする。

- (1) 発明の名称
- (2) 権利の持分
- (3) 特許の出願から設定登録、その後の維持保全に係るすべての手続き及びこれらに係る費用負担
- (4) 乙による優先実施と不実施補償又は第三者への実施許諾
- (5) その他、共同出願をするために必要な事項

(研究成果の公表等)

第11条 甲は、第1条に定める本受託研究の実施期間終了の後、研究成果を公表するものとする。ただし、第10条に定める共同出願契約を締結している又は締結しようとしているときで、乙が業務上の支障があるため甲に対し研究成果を公表しないよう文書で申入れたときは、共有特許権等に係る研究成果に限り、研究成果の全部又は一部を公表しないことができるものとする。

(受託研究費の精算)

第12条 受託研究を終了し、又は中止をしたときは、遅滞なく受託研究費の精算を行い精算額が既に納入した受託研究費の額に満たないときは、その差額を甲は乙に返還するものとする。

2 購入機器参考図書については受託研究終了後、甲の所有とする。

(契約の中止及び解除)

第13条 乙が受託研究費を納入期日までに納付しないとき(また第4条に定める研究用資材あるいは第5条に定める研究用設備を研究開始日までに提出しないとき)は、甲は研究に着手せず中止またはこの契約を解除することができる。

2 甲は天災その他やむを得ない事由のため研究の継続が困難となったときは研究を中止することができる。

(準用)

第14条 第8条から第11条の規定は、実用新案を受ける権利、意匠登録を受ける権利、品種登録を受ける権利、プログラム等の著作権並びに回路配置利用の登録を受ける権利について準用する。

(協議)

第15条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈並びに運用について疑義が生じたときは、甲乙誠意を持って協議して定めるものとする。

(契約期間)

第16条 本契約の有効期間は第1条に定める研究の期間とする。ただし、本契約書中で期間の定めのあるものはそれに従う。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 兵庫県立農林水産技術総合センター

印

所長

乙

印

別紙1

乙が提供する研究用資材

名称	単位	数量	備考

別紙2

乙が提供する研究用機器

機器名	形式	仕様	単位	数量	備考